

事務連絡
平成26年12月24日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課
老人保健課
健康局疾病対策課

難病の患者に対する医療等に関する法律施行令及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の公布について

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）が平成27年1月1日から施行されることに伴い、難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成26年政令第358号）及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）（以下「難病政令等」という。）が平成26年11月12日に公布されましたのでお知らせいたします。

なお、この難病政令等により下記法令の一部を別添のとおり改正し、平成27年1月1日から適用することとしましたので、御承知の上、管内市町村（特別区を含む。）に対して御周知いただきますようお願いいたします。

記

- 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2 第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2 第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号）

◇難病の患者に対する医療等に関する法律施行令
 (政令第三五八号)(厚生労働省)
 1 特定医療費の支給
 (1) 認定を受けた指定難病の患者及び当該患者の生計を維持する者として厚生労働省令で定めるものについての指定特定医療のあつた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額に基づく区分に応じて定める額とすることとした。(第一条関係)

2 指定医療機関
 (1) 病院又は診療所に準ずる医療機関は指定訪問看護事業者等とすることとした。(第五条関係)
 (2) その法律の規定による罰金の刑に処せられた者等について、都道府県知事が指定医療機関の指定をしてはならない法律は、児童福祉法等とすることとした。(第六条関係)
 (3) その法律に基づく命令等に違反した指定医療機関について、都道府県知事がその指定の取消し等を行うことができる法律は、健康保険法等とすることとした。(第七条関係)
 費用
 特定医療費等に係る国の負担及び補助は、特定医療費の支給に係る負担上限月額は、支給

3 施行期日等
 (1) 支給認定及び負担上限月額に關する特例を設けることとした。(附則第二条) 第四条関係
 (2) この政令は、平成二七年一月一日から施行することとした。

(二) 都道府県が行う支給認定について指定難病の患者の治療状況その他の事情を勘案して定める基準は、同一の月に受けた当該指定難病に係る医療につき算定した額が三万三、三三〇円を超えた月数が当該支給認定の申請を行つた日の属する月以前の一ヶ月以内に既に三月以上あるものであること等とすることとした。(第二条関係)

(三) 都道府県が支給認定を取り消すことができるのは、支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者が支給認定又は支給認定の変更の申請に虚偽の申請をしたときとすることとした。(第三条関係)

(四) 特定医療費と調整を行う他の法令に基づく給付は、健康保険法の規定による療養の給付等とすることとした。(第四条関係)

(五) 指定医療機関は指定訪問看護事業者等とすることとした。(第五条関係)

(六) その法律の規定による罰金の刑に処せられた者等について、都道府県知事が指定医療機関の指定をしてはならない法律は、児童福祉法等とすることとした。(第六条関係)

(七) その法律に基づく命令等に違反した指定医療機関について、都道府県知事がその指定の取消し等を行うことができる法律は、健康保険法等とすることとした。(第七条関係)

費用
 特定医療費等に係る国の負担及び補助は、特定医療費の支給に要する費用の額から、その

年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とすることとした。(第九条関係)

4 施行期日等

(1) 支給認定及び負担上限月額に關する特例を設けることとした。(附則第二条) 第四条関係
 (2) この政令は、平成二七年一月一日から施行することとした。

難病の患者に対する医療等に関する法律施行令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年十一月十二日

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 麻生 太郎

政令第三百五十八号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行令

内閣は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項第一号、第七条第一項第二号、第十一条第一項第四号、第十二条、第十四条第一項及び第二項第二段、第二十三条第八号、第二十五条第三項、第三十一条並びに附則第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（指定特定医療に係る負担上限月額）

第一条 難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「法」という。）第五条第二項第一号の政令で定める額（次号において「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる支給認定（法第七条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。）を受けた指定難病（法第五条第一項に規定する指定難病をいう。以下同じ。）の患者又はその保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第六条に規定する保護者をいう。以下この条及び第三条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一次号から第七号までに掲げる者以外の者 三万円

二 次のイ又はロに掲げる者（次号から第七号までに掲げる者を除く。） 二万円

イ 支給認定を受けた指定難病の患者及び当該支給認定を受けた指定難病の患者の生計を維持する者として厚生労働省令で定めるもの（以下この項において「支給認定基準世帯員」という。）についての指定特定医療（法第五条第一項に規定する指定特定医療をいう。以下この項において同じ。）のあつた月の属する年度（指定特定医療のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下この項において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下この項において同じ。）の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十五万円未満である場合における当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者

ロ 支給認定を受けた指定難病の患者が、当該支給認定に係る指定難病に係る特定医療（法第五条第一項に規定する特定医療をいう。）について、費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者（次号及び第四号ロにおいて「高額難病治療継続費」という。）である場合における当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者

三
四 支給認定を受けた指定難病の患者及び支給認定基準世帯員についての指定特定医療のあつた月が四月から六月までの場合においては、前年度 分の支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者(次号から第七号までに掲げる者を除く。) 五千円

イ 市町村民税世帯非課税者(支給認定を受けた指定難病の患者及び支給認定基準世帯員が、指定特定医療のあつた月が四月から六月までの場合においては、前年度 分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者をいう。次号において同じ。又は支給認定を受けた指定難病の患者及び支給認定基準世帯員が指定特定医療のあつた月において要保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第六条第二項に規定する要保護者をいう。次号及び第七号において同じ。)である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者

ロ 支給認定を受けた指定難病の患者が高額難病治療継続者であつて、当該支給認定を受けた指定難病の患者及び支給認定基準世帯員についての指定特定医療のあつた月の属する年度(指定特定医療のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度とする。以下この号において同じ。)分の地方税法の規定によつて同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者

五 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定特定医療のあつた月の属する年の前年(指定特定医療のあつた月が一月から六月までの場合は、前年とする。以下この号において同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)、当該指定特定医療のあつた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額(所得税法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第四項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が七十万円に満たないときは、七十万円」とあるのは「八十万円」として同項の規定を適用して算定した額)をいい、当該額が零を下回る場合には零とする。)及び当該指定特定医療のあつた月の属する年の前年に支給された国民年金法(昭和二十四年法律第二百四十一号)に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は支給認定を受けた指定難病の患者及び支給認定基準世帯員が指定特定医療のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者(次号及び第七号に掲げる者を除く。)二千五百円

六 支給認定を受けた指定難病の患者が、人工呼吸器その他の生命の維持に欠くことができない装置を装着していることについて特別の配慮を必要とする者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の都道府県による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者である場合における当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者(次号に掲げる者を除く。)一千円

七 支給認定を受けた指定難病の患者及び支給認定基準世帯員が、指定特定医療のあつた月において被保護者(生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。)である場合又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者(次号及び第七号に

支給認定を受けた指定難病の患者が児童福祉法第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定に係る同法第六条の二第一項に規定する小児慢性特定疾病児童等(以下この項において「医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等」という。)である場合又は支給認定を受けた指定難病の患者(以下この項において「医療費支給認定を受けた指定難病の患者」という。)が支給認定を受けた指定難病の患者若しくは医療費支給認定に係る小児慢性特定疾患児童等である場合における負担上限額は前項の規定にかかわらず、同該各号に掲げる支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者の区分に応じ、当該各号に定める額を認定を受けた指定難病の患者及び医療費算定対象世帯員に係る次の各号に掲げる額を合算した額をもって当該各号に掲げる額のうち最も高い額を除して得た率をいう。)を乗じて得た額(その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

一 前項各号に掲げる支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者の区分に応じ、当該各号に定める額認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額

(支給認定に係る政令で定める基準)

第二条 法第七条第一項第二号の政令で定める基準は、同一の月に受けた指定難病に係る医療につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該医療に要した費用の額が三万三千三百三十円を超えた月数が当該支給認定の申請を行った日の属する月以前の十二月以内に既に三月以上あるものであることは又はこれに準ずるものとして厚生労働大臣が定めるものであることとする。
(支給認定を取り消す場合)

第三条 法第十一条第一項第四号の政令で定めるときは、支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者が法第六条第一項又は第十条第一項の規定による申請に關し虚偽の申請をしたときとする。

(法第十二条の政令で定める給付等)

第四条 法第十二条の政令で定める限度は、次に掲げる給付につき、それぞれ、受けたことができる給付とし、同条の政令で定める限度は、次に掲げる給付につき、それぞれ、受けたことができる給付とする。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、特別療養費及び高額療養費

二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、特別療養費及び高額療養費

三 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の規定による療養扶助金に限る。)
による療養補償

四 労働災害補償保険法(昭和二十一年法律第五十号)の規定による療養補償給付及び療養補償費

五 船員法(昭和二十一年法律第二百二十六号)の規定による療養補償

六 災害救助法(昭和二十二年法律第二百十八号)の規定による扶助金(災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)の規定による療養扶助金に限る。)

七 児童福祉法の規定による小児慢性特定疾病医療費

八 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の規定による損害の補償(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。)

九 水防法(昭和二十四年法律第二百九十三号)の規定による損害の補償(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。)

- 十一 國家公務員災害補償法（昭和三十六年法律第百九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による療養補償
- 十二 警察官の職務に協力援助した者の災害給付による療養補償
- 十三 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）の規定による療養給付
- 十四 自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）の規定による損害の補償（自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の規定による療養補償に限る。）
- 十五 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十一年法律第二百四十三号）の規定による療養補償
- 十六 証人等の被審についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第二百九号）の規定による療養給付
- 十七 國家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、及び高額療養費
- 十八 國民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費
- 十九 災害対策基本法（昭和三六年法律第二百二十三号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）
- 二十 地方公務員等共済組合法（昭和三七年法律第二百五十二号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費
- 二十一 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）の規定による療養補償
- 二十二 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費
- 二十三 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百十七号）の規定による医療の給付及び一般疾患医療費
- 二十四 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による介護給付（高額医療合算介護サービス費の支給を除く。）及び市町村特別給付
- 二十五 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第二百十二号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）
- 二十六 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の規定による損害の補償（災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）（病院又は診療所に準ずる医療機関）
- 第五条 法第十四条第一項の病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者
- 二 介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）

（法第十四条第一項第二号の政令で定める法律）

第六条 法第十四条第一項第二号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 児童福祉法

二 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）

三 齒科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）

四 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）

五 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）

七 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第二百四十五号）

八 薬剤師法（昭和三十五年法律第二百四十六号）

九 介護保険法

十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百一十一号）

十一 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）

（法第二十三条第八号の政令で定める法律）

第七条 法第二十三条第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 健康保険法

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）

三 前条各号に掲げる法律

（医療に関する審査機関）

第八条 法第二十五条第三項の政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基準法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織及び介護保険法第二百七十九条に規定する介護給付費審査委員会とする。

（特定医療費等に係る国の負担及び補助）

第九条 法第三十二条第一項の規定により、毎年度国が都道府県に対して負担する額は、特定医療費の支給に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除了した額につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

2 法第三十二条第二項の規定により、毎年度国が都道府県に対して補助する額は、療養生活環境整備事業に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を探除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

（厚生労働省令への委任）

第十条 この政令で定めるもののほか、この政令の実施のため必要な手続その他的事項は、厚生労働省令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、附則第十三条の規定は、公布の日から施行する。

（支給認定に係る政令で定める基準の特例）

第一条 法の施行の日の前日において厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた者に係る第二条の規定の適用については、平成二十九年十二月三十一日までの間、「又は」とあるのは「若しくは」と、「定めるものであること」とあるのは「定めるものである」とは「定めるものと/orする」の程度が療養を継続する必要があるものとして厚生労働大臣が定めるものである」とする。

(指定特定医療に係る負担上限月額の経過的特例)

第三条 法の施行の日の前日において厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべき療養を受け、法の施行の日から継続して支給認定を受けている指定難病の患者(次条において「難病療養継続者」という。)に係る第一条第一項の規定の適用については、平成二十九年十二月三十一日までこの間、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-----|-------------------------------|-------------------------------|
| 第一号 | 三万円 | 二万円 |
| 第二号 | 二万円 までに掲げる者を除く) | 二万円 までに掲げる者を除く) |
| 第三号 | 七万円未満(支給認定を受けた指定難病の患者が二十万円未満) | 七万円未満(支給認定を受けた指定難病の患者が二十万円未満) |
| 第四号 | 一万円 | 五千円 |
| 第五号 | 八十万円以下である者 | 八十万円以下である者 |

第四条 支給認定を受けた指定難病の患者又は第一条第二項に規定する医療費算定対象世帯員が難病療養継続者又は児童福祉法施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第三百五十七号)附則第三条に規定する小児慢性特定疾患医療継続者である場合における第一条第二項の規定の適用については、平成二十九年十一月三十一日までの間、同項中「前項の」とあるのは「前項(附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)」と、同項第一号中「第二十二条第一項各号」とあるのは「第二十二条第一項各号(児童福祉法施行令の一部を改正する政令(平成二十六年法律第五十号)附則第三条の三に次の二号を加える。
(公害健康被害の補償等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)
第六条 公害健康被害の補償等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百九十五号)の一部を次のように改正する。
二十九 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)
第七条 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)の二に次の二号を加える。
二十六 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)
第四条の三に次の二号を加える。
(生活保護法施行令の一一部改正)
第五条 生活保護法施行令(昭和二十五年政令第二百四十八号)の一部を次のように改正する。
第四条の二に次の二号を加える。
(公害健康被害の補償等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)
第六条 公害健康被害の補償等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百九十五号)の一部を次のように改正する。
第七条第一項に次の二号を加える。
三十 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰國した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正)

第七条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰國した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の二号を加える。
二十四 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年政令第三百五十八号)第八条の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。

五十九 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)
(介護保険法施行令の一部改正)

第九条 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)の一部を次のように改正する。
第三十五条の二に次の二号を加える。
二十四 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)
第三十五条の五に次の二号を加える。
二十七 難病の患者に対する医療等に関する法律
(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正止)

第十一条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部を次のように改正する。
第三十五条の二に次の二号を加える。

二十四 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)
第三十五条の四に次の二号を加える。

二十七 難病の患者に対する医療等に関する法律
(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

第十二条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

本則に次の二号を加える。
四百三十九 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)

第二十六条 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)
九 難病の患者に対する医療等に関する法律
第三十八条に次の二号を加える。

十四 難病の患者に対する医療等に関する法律
第四十二条に次の二号を加える。

十七 難病の患者に対する医療等に関する法律

（児童福祉法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）
児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち、生活保護法施行令第四条の二の改正規定中「第四条の二中第二十五号」を「第四条の二中第二十六号を第二十八号とし、第二十五号」に改め、同令第四条の三の改正規定中「第四条の三中第二十八号」を「第四条の三中第二十九号を第三十一号とし、第二十八号」に改める。

第八条のうち、介護保険法施行令第三十五条の二の改正規定中「第三十五条の二中」の下に「二十四号を第二十六号とし」を加え、同令第三十五条の五の改正規定中「第三十五条の五中」の下に「第二十七号を第二十九号とし」を加える。

第九条のうち、健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第三十五条の二の改正規定中「第三十五条の二中」の下に「第二十四号を第二十六号とし」を加え、同令第三十五条の四の改正規定中「第三十五条の四中」の下に「第二十七号を第二十九号とし」を加える。

第十条のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十二条第二項に「一号を加える改正規定中「八 前項各号に掲げる法律」を「九 前項各号に掲げる法律」に改め、同令第二十六条第二項各号、第三十八条及び第四十二条各号の改正規定中「第八号を」を「第九号を」に改める。

附則第八条中「第二項第八号」を「第二項第九号」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第十四条 厚生労働省組織令（平成十一年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。
第四十一条第一項中「（平成十年法律第二百四十四号）」の下に「及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）」を加える。

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 堀崎 恭久
環境大臣 望月 義夫

○厚生労働省令第二百一十一号
難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年政令第三百三十八号、以下「令」という)第一条第一項第二号イの厚生労働省令で定める者(以下「支給認定を受けた指定難病の患者」という)は、次の各号に掲げる支給認定を受けた指定難病の患者の区分に応じて、当該各号に定める者とする。ただし、支給認定を受けた指定難病の患者の保護者(児童福祉法(昭和三十二年法律第六百六十四号)第六条に規定する保護者をいう。以下同じ。)が後期高齢者医療の被保険者である場合(第二号に掲げる場合に限る)は、当該指定難病の患者の保護者及び当該支給認定を受けた指定難病の患者の加入している国民健康保険の被保険者(当該支給認定を受けた指定難病の患者以外の者であつて、かつ、当該支給認定を受けた指定難病の患者と同一の世帯に属するものに限る。)とする。

2 支給認定(法第七条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。)を受けた指定難病の患者が指定医療機関(法第五条第一項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。)から指定特定医療(同項に規定する指定特定医療をいう。以下同じ。)を受けたときは、法第七条第七項の規定により当該支給認定患者等(法第七条第四項に規定する支給認定患者等をいう。以下同じ。)に支給すべき特定医療費は、当該指定医療機関に対して支払うものとする。
(支給認定基準世帯員)

第三条 法第五条第一項の厚生労働省令で定める要件は、難病(法第一条に規定する難病をいう。以下同じ。)の診断に申し合意的な指標による一定の基準が定まっていることとする。
(法第五条第一項の厚生労働省令で定める医療)

第四条 都道府県は、法第五条第一項の規定に基づき、毎月、特定医療費を支給するものとする。

2 支給認定(法第七条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。)を受けた指定難病の患者が指定医療機関(法第五条第一項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。)から指定特定医療(同項に規定する指定特定医療をいう。以下同じ。)を受けたときは、法第七条第七項の規定により当該支給認定患者等(法第七条第四項に規定する支給認定患者等をいう。以下同じ。)に支給すべき特定医療費は、当該指定医療機関に対して支払うものとする。

第五条 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百三十八号、以下「令」という)第一条第一項第二号イの厚生労働省令で定める者(以下「支給認定を受けた指定難病の患者」という)は、次の各号に掲げる支給認定を受けた指定難病の患者の区分に応じて、当該各号に定める者とする。ただし、支給認定を受けた指定難病の患者の保護者(児童福祉法(昭和三十二年法律第六百六十四号)第六条に規定する保護者をいう。以下同じ。)が後期高齢者医療の被保険者である場合(第二号に掲げる場合に限る)は、当該指定難病の患者の保護者及び当該支給認定を受けた指定難病の患者の加入している国民健康保険の被保険者(当該支給認定を受けた指定難病の患者以外の者であつて、かつ、当該支給認定を受けた指定難病の患者と同一の世帯に属するものに限る。)とする。

1 支給認定を受けた指定難病の患者の加入している医療保険が国民健康保険及び後期高齢者医療以外である場合 当該支給認定を受けた指定難病の患者の加入している医療保険各法(健康保険組合法(昭和十四年法律第七十三号)、國家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十九号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第八百五十二号)及び私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号))をいう。同じ。の規定による被保険者等(当該支給認定を受けた指定難病の患者以外の者であつて、かつ、健康保険法に規定する被保険者(同法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。)、船員保険法の規定による被保険者、國家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は健康保険法第四二十六条の規定に基づき日雇特例被保険者手帳の交付を受けその手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者をいう。)

2 支給認定を受けた指定難病の患者の加入している医療保険が国民健康保険である場合 当該支給認定を受けた指定難病の患者の加入している後期高齢者医療の被保険者(当該支給認定を受けた指定難病の患者以外の者であつて、かつ、当該支給認定を受けた指定難病の患者と同一の世帯に属する者に限る。)

3 支給認定を受けた指定難病の患者の加入している医療保険が後期高齢者医療である場合 当該支給認定を受けた指定難病の患者の加入している後期高齢者医療の被保険者(当該支給認定を受けた指定難病の患者以外の者であつて、かつ、当該支給認定を受けた指定難病の患者と同一の世帯に属する者に限る。)

(法第五条第一項の厚生労働省令で定める人数)
第一条 難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「法」という。)第五条第一項の厚生労働省令で定める人数は、人口(官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。)のおおむね千分の一程度に相当する数とする。

目次
第一章 医療
第一節 特定医療費の支給(第一条—第三十四条)
第二節 指定医療機関(第三十五条—第四十五条)
第二章 療養生活環境整備事業(第四十六条—第五十二条)
第三章 難別(第五十二条)
附則

平成二十六年十一月十二日 厚生労働大臣 堀崎恭久

(法第五条第一項の厚生労働省令で定める人数)
第一条 難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「法」という。)第五条第一項の厚生労働省令で定める人数は、人口(官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。)のおおむね千分の一程度に相当する数とする。

(市町村民税の所得割の額を合算した額の算定方法)

第六条 令第一条第一項第二号イ、第三号及び第四号ロの所得割の額を合算した額の算定については、次の各号に掲げる支給認定を受けた指定難病の患者の区分に応じ、当該各号に定める額を合算するものとする。

一 支給認定を受けた指定難病の患者が医療保険各法の規定による被保險者等である場合又は被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者をいう。)である場合、当該支給認定を受けた指定難病の患者の市町村民税(令第一条第一項第二号イに規定する市町村民税をいう。以下この条において同じ。)の所得割(同号イに規定する所得割をいう。)

二 支給認定を受けた指定難病の患者の保護者が前条ただし書に該当する場合又は支給認定を受けた指定難病の患者が同条第二号若しくは第三号に掲げる区分に該当する場合、当該支給認定を受けた指定難病の患者の市町村民税の所得割の額及び当該支給認定を受けた指定難病の患者に関する支給認定基準世帯員の市町村民税の所得割の額

三 支給認定を受けた指定難病の患者が前二号のいずれにも該当しない者である場合、当該支給認定を受けた指定難病の患者に関する支給認定基準世帯員の市町村民税の所得割の額(令第一条第一項第四号イの厚生労働省令で定める者)

第七条 令第一条第一項第四号イの厚生労働省令で定める者は、同項第三号に定める額を負担上限月額(同項に規定する負担上限月額をいう。以下同じ。)としたならば保護(生活保護法第二条に規定する保護をいう。第九条及び第十条において同じ。)を必要とする状態となるものとする。

第八条 令第一条第一項第五号の厚生労働省令で定める給付は、次に掲げるものとする。

一 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下この条において「昭和六十年法律第三十四号」という。)第一条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金

二 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族障害年金

三 船員保険法に基づく障害年金及び障害手当金並びに昭和六十年法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金

四 国家公務員共済組合法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号)第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金

五 地方公務員等共済組合法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金

六 私立学校教職員共済法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百六号)第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金

七 厚生年金保険制度及び農林漁業團体職員共済組合法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一百一号)附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち障害共済年金、同条第六項に規定する移行農林年金のうち障害年金及び同法の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金

八 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)に基づく特別障害給付金

九 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に基づく障害補償給付及び障害給付

十 國家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)他の法律において適用する場合を含む)に基づく障害補償

十一 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの

十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条の規定による福祉手当

(令第一条第二項第五号の厚生労働省令で定める者)

第十二条 令第一条第一項第七号の厚生労働省令で定める者は、同項第五号又は第六号に掲げる区分に応じ、それぞれ同項第五号又は第六号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第七号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

(令第一条第一項第七号の厚生労働省令で定める者)

第十三条 令第一条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる支給認定を受けた指定難病の患者の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 支給認定を受けた指定難病の患者が第五条第一号に掲げる区分に該当する場合、支給認定基準世帯員及び当該患者の加入している医療保険各法の規定による被保險者等の被扶養者

二 支給認定を受けた指定難病の患者が第五条第二号又は第三号に掲げる区分に該当する場合、支給認定基準世帯員(支給認定の申請等)

第十四条 法第六条第一項の規定により、支給認定の申請をしようとする指定難病の患者又はその保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その居住地の都道府県に提出しなければならない。

一 当該申請に係る指定難病の患者の氏名、性別、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該申請に係る指定難病の患者の保護者が当該申請をしようとする場合においては、当該保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該患者との続柄

三 当該申請に係る指定難病の名称

四 当該申請に係る指定難病の患者の医療保険各法、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十一号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)による被保險者登録(健康保険法第百二十六条の規定による日雇特例被保險者手帳(健康保険印紙を貼り付けるべき余白があるものに限る。)及び被扶養者証を含む)、組合員証又は加入者証に記載されている記号、番号及び保険者名称

五 支給認定基準世帯員の氏名

六 当該申請に係る指定難病の患者が特定医療(法第五条第一項に規定する特定医療をいう。以下同じ。)を受ける指定医療機関として希望するものの名称及び所在地

七 当該申請に係る指定難病の患者が高額難病治療継続者(令第一条第一項第二号ロに規定する高額難病治療継続者をいう。)に該当するかの別

八 当該申請に係る指定難病の患者が令第一条第一項第六号に規定する厚生労働大臣が定めるものに該当するかの別

九 当該申請に係る指定難病の患者が児童福祉法第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定に係る同法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等(以下この号において「医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等」という。)である場合又は令第一条第二項に規定する医療費算定対象世帯員が支給認定を受けた指定難病の患者若しくは医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等である場合は、当該支給認定を受けた指定難病の患者又は当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に関する事項

十 その他必要な事項

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
 - 1 指定医(法第六条第一項に規定する指定医をいう。以下同じ。)の診断書(同項に規定する診断書をいう。以下同じ。)
 - 2 前項第七号から第九号までの事項を証する書類その他の負担上限月額の算定のために必要な事項に関する書類
 - 3 支給認定を受けたこととのない指定難病の患者にあっては、前項第一号の指定医の診断書は、第五条第一項第一号に規定する難病指定医の診断書とする。
- (申請内容の変更の届出)

第十三条 支給認定患者等は、第三十二条で定める期間内において、前条第一項各号(第三号及び第六号から第九号までを除く。)に掲げる事項又は負担上限月額の算定のために必要な事項に変更があつたときは、速やかに、当該支給認定患者等に対し支給認定を行った都道府県に当該事項を届け出なければならない。

2 前項の届出をしようとする支給認定患者等は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に医療受給者証(法第七条第四項に規定する医療受給者証をいう。以下同じ。)を添えて都道府県に提出しなければならない。

1 当該支給認定を受けた指定難病の患者の氏名、居住地及び連絡先

2 当該指定難病の患者の保護者が当該支給認定を受けている場合においては、当該保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該患者との続柄

3 前項に規定する事項のうち、変更があつた事項とその変更内容

4 その他必要な事項

3 前項の届出書には、同項第三号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(厚生労働省令で定める診断書)

第十四条 法第六条第一項の厚生労働省令で定める診断書は、次に掲げる事項を記載し、当該診断書を作成した医師が記名押印又は署名した書面とする。

1 支給認定を受けようとする指定難病の患者の氏名、性別及び生年月日

2 当該患者がかかつている指定難病の名称及びその病状の程度

3 診断書の作成年月日

4 その他参考となる事項

(指定医の指定)

第十五条 都道府県知事は、法第六条第一項の規定により、診断又は治療に五年以上(医師法(昭和二十三年法律第二百二号)に規定する臨床研修を受けている期間を含む。)従事した経験を有する医師であつて次の各号に掲げる区分のいずれかに該当するものを、その申請に基づき、当該区分に応じ、当該各号に掲げる指定医として指定するものとする。

一 難病指定医 次のいずれかに該当する者であつて、かつ、診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すると認められるもの
イ 厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医(以下「専門医」という。)の資格を有する者

こと。

口 都道府県知事が行う研修を修了していること。

2 協力難病指定医 都道府県知事が行う研修を修了している者であつて、かつ、診断書(支給認定を受けたことのある指定難病の患者の当該支給認定に係る指定難病に係るものに限る。)を作成するのに必要な知識と技能を有すると認められるもの

イ 厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医(以下「専門医」という。)の資格を有する者

(指定医の指定の申請)

第十六条 指定医の申請をしようとする医師は、次に掲げる事項を記載した申請書を、第三号の医療機関の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

1 当該申請を行う医師の氏名、生年月日、連絡先、医籍の登録番号及び登録年月日並びに相当する診療科名

2 当該申請を行う医師が認定を受けている専門医の資格の名称及びその認定機関又は前条第一項第一号口若しくは同項第二号に規定する研修の名称及びその修了日

3 主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地

四 その他必要な事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、都道府県知事は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

3 申請者の経歴書

二 医師免許証の写し

3 専門医の資格を証明する書面又は前条第一項第一号口に規定する研修の課程を修了したことを証する書面(難病指定医の指定を受けよつとする場合に限る。)

4 前条第一項第二号に規定する研修の課程を修了したことを証する書面(協力難病指定医の指定を受けよつとする場合に限る。)

(指定医の指定の更新)

第十七条 指定医(専門医の資格を有する難病指定医を除く。)は、指定医の指定を受けた日から五年を超えない日までの間に、第十五条第一項各号に掲げる指定医の区分に応じ当該各号の都道府県知事が行う研修を受けなければならない。ただし、当該五年を超えない日までの間に実施されるいずれの研修をも受けることができないことにについて、災害、傷病、長期の海外渡航その他のやむを得ない理由が存するなど都道府県知事が認めたときは、この限りでない。

2 指定医の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その能力を失う。

第十八条 指定医は、診断書の作成及び法第三条第一項の規定に基づき國が講ずる難病に関する情報の収集に関する施策に資する情報の提供の職務を行う。

(申請内容の変更の届出)

第十九条 指定医は、第十六条第一項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた事項及びその年月日を、当該指定医の指定をした都道府県知事に速やかに届け出なければならない。

(指定の辞退及び取消し)

第二十条 指定医は、その指定を辞退することができる。

2 指定医がその医師免許を取り消され、又は期間を定めて医業の停止を命ぜられたときは、都道府

県知事は、その指定を取り消さなければならない。

3 指定医が法若しくは法に基づく命令に違反したとき又は指定難病の診断若しくは治療に関し著しく不当な行為を行つたときは、都道府県知事は、その指定を取り消すことができる。

4 指定医が、第十六条第一項第三号の医療機関の所在地を管轄する都道府県知事は、速やかにこれを都道府の届出を行つたときは、都道府県知事は、その指定を取り消すことができる。

(公表)

第二十一条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公表するものとする。

1 第十五条の規定による指定医の指定をしたとき。

2 第十九条の規定による届出があつたとき。

3 前条の規定による指定医の指定の辞退があつたとき又は同条の規定により指定医の指定を取り消し、若しくは指定の効力を停止したとき。

(令第二十二条の指定難病に係る療養に要した費用の額の算定方法)

第二十二条 令第二十二条の指定難病に係る療養に要した費用の額の算定方法は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例によるものとする。ただし、これによることができないとき、及びこれによることを適当としないときの算定方法は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(法第七条第二項の厚生労働省令で定める場合)

第二十三条 法第七条第二項の厚生労働省令で定める場合は、申請書の記載事項に不備がある場合又は申請書に必要な書類が添付されていない場合とする。

(指定医療機関の選定)

第二十四条 都道府県は、法第七条第三項の規定により、指定医療機関の中から、当該支給認定に係る第十二条第一項の申請書における同項第六号の事項に係る記載を参考として、当該支給認定を受けた指定難病の患者が特定医療を受けることが相当と認められるものを、当該支給認定を受けた指定難病の患者が指定特定医療を受ける指定医療機関として定めるものとする。

(法第七条第四項の厚生労働省令で定める事項)

第二十五条 法第七条第四項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

1 当該支給認定を受けた指定難病の患者の氏名、性別、居住地及び生年月日

2 当該支給認定を受けた指定難病の患者が十八歳未満である場合においては、当該患者の保護者の氏名、居住地及び当該患者との続柄

3 当該支給認定に係る指定難病の名称

4 当該支給認定の年月日及び受給者番号

5 当該支給認定を受けた指定難病の患者が指定特定医療を受ける指定医療機関に関する事項

6 負担上限月額に関する事項

7 当該支給認定の有効期間(法第九条に規定する支給認定の有効期間)

8 その他必要な事項

(医療受給者証の再交付)

第二十六条 都道府県は、医療受給者証を破り、汚し、又は失つた支給認定患者等から、支給認定の有効期間内において、医療受給者証の再交付の申請があつたときは、医療受給者証を交付しなければならない。

(医療受給者証の再交付の申請)

第二十七条 前条の申請をしようとする支給認定患者等は、次に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県に提出しなければならない。

1 当該支給認定を受けた指定難病の患者の氏名、性別、居住地、生年月日及び連絡先

2 当該支給認定を受けた指定難病の患者の保護者が当該支給認定を受けている場合においては、当該患者の保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該患者との続柄

3 前条各号に掲げる事項のうち変更の必要が生じたもの

4 その他必要な事項

(医療受給者証の返還を求める場合の手続)

第二十八条 都道府県は、医療受給者証を破り、汚し、又は失つた支給認定患者等から、支給認定の有効期間内において、医療受給者証の再交付の申請があつたときは、医療受給者証を交付しなければならない。

(医療受給者証の返還)

第二十九条 都道府県は、法第八条第一項の指定難病審査会の補欠の委員の任期は、前任者の喪失期間とする。

(医療受給者証の提示)

第二十八条 支給認定を受けた指定難病の患者は、法第七条第六項の規定により、指定特定医療を受けるに当たつては、その都度、指定医療機関に対して医療受給者証を提示しなければならない。

(医療受給者証の提示)

第二十九条 法第八条第一項の指定難病審査会の委員は、再任されることができる。

(会長)

第三十条 指定難病審査会に会長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、指定難病審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

- 2 医療受給者証を破り、又は汚した場合の前条の申請には、前項の申請書に、当該医療受給者証を添えなければならない。
- 3 医療受給者証の再交付を受けた後、失った医療受給者証を発見したときは、速やかにこれを都道府県に返還しなければならない。
- 4 支給認定を受けた指定難病の患者は、法第七条第六項の規定により、指定特定医療を受けるに当たつては、その都度、指定医療機関に対して医療受給者証を提示しなければならない。

- 2 指定難病審査会の委員は、再任されることができる。
- 3 指定難病審査会に会長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 会長は、会務を総理し、指定難病審査会を代表する。
- 5 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 (法第九条の厚生労働省令で定める期間)
- 7 第三十一条 法第九条の厚生労働省令で定める期間は、一年以内であつて、支給認定を受けた指定難病の患者が、当該支給認定を受けた指定難病の病状の程度及び治療の状況からみて指定特定医療を受けることが必要な期間とする。ただし、当該期間を延長する特別の事情があると認められるときは、一年三月を超えない範囲内において都道府県知事が定める期間とする。
- 8 (法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項)

- 2 指定難病審査会に会長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、指定難病審査会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 (法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項)
- 6 第三十二条 法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 7 1 法第七条第三項の規定に基づき定められた指定医療機関
- 8 2 負担上限月額及び負担上限月額に関する事項
- 9 3 支給認定に係る指定難病の名称

- 10 (支給認定の変更の申請)
- 11 第三十三条 法第十条第一項の規定により支給認定の変更を申請しようとする支給認定患者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に医療受給者証を添えて都道府県に提出しなければならない。
- 12 一 当該支給認定を受けた指定難病の患者の氏名、居住地及び連絡先
- 13 二 当該指定難病の患者の保護者が当該支給認定を受けている場合においては、当該保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該患者との続柄
- 14 三 前条各号に掲げる事項のうち変更の必要が生じたもの
- 15 四 その他必要な事項

- 16 第三十四条 法第十一条第一項の支給認定の取消しを行つたときは、同条第二項の規定により次に掲げる事項を書面により支給認定患者等に通知し、医療受給者証の返還を求めるものとする。
- 17 一 法第十一条第一項の規定に基づき支給認定の取消しを行つた旨
- 18 二 医療受給者証を返還する必要がある旨
- 19 三 医療受給者証の返還先及び返還期限

2 当該支給認定の取消しに係る支給認定患者等の医療受給者証が既に都道府県に提出されているときは、都道府県は、前項の規定にかかわらず、同項の書面に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

第一節 指定医療機関

(指定医療機関の指定の申請)

第三十五条 法第十四条第一項の規定により指定医療機関の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 病院又は診療所の名称及び所在地

二 開設者の住所、氏名又は名称

三 保険医療機関(健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。)である旨

四 標榜している診療科名

五 法第十四条第二項各号に該当しないことを誓約する旨

六 役員の氏名及び職名

七 その他必要な事項

(法第十四条第一項第三号の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの)

第三十六条 法第十四条第二項第三号の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働大臣又は都道府県知事が法第二十一条第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となつた

事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定医療機関による業務管理制度についての取組の状況その他の当該事実に関する当該指定医療機関が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定医療機関が当該指定の取消しの理由となつた事実について組織的に闇扱していると認める場合に係るものとする。

(聴聞決定予定日の通知)

第三十七条 法第十四条第二項第五号の規定による通知は、法第二十二条第一項の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という。)から十日以内に、当該検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

(法第十四条第三項第一号の厚生労働省令で定める事業所又は施設は、訪問看護ステーション等とする。)

(厚生労働省令で定める指定医療機関)

第三十八条 法第十四条第三項第一号の厚生労働省令で定める事業所又は施設は、訪問看護ステーション等とする。

(厚生労働省令で定める指定医療機関)

第三十九条 法第十五条第二項で準用する健康保険法第六十八条第二項の厚生労働省令で定める指定医療機関は、保健医(健康保険法第六十四条に規定する保健医をいう。)である医師若しくは歯科医師の開設する診療所である保健医療機関又は保健薬剤師(健康保険法第六十四条に規定する保健医療薬剤師をいう。)である保健医若しくは保健薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの又はその指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保健医若しくは保健薬剤師及びその妻と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である保健医若しくは保健薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているものとする。

(良質かつ適切な医療の提供)

第四十条 指定医療機関は、指定特定医療を提供するに当たっては、支給認定を受けた指定難病の患者の療養生活の質の維持向上を図るために良質かつ適切な医療を厚生労働大臣が定めるところにより提供しなければならない。

(変更の届出を行うべき事項)

第四十一条 法第十九条の厚生労働省令で定める事項は、指定医療機関が病院又は診療所であるときには第三十五条第一項各号(第一号及び第五号を除く。)に掲げる事項とし、薬局であるときは同条第二項各号(第一号及び第四号を除く。)に掲げる事項とし、指定訪問看護事業者等であるときは同条第三項各号(第一号及び第四号を除く。)に掲げる事項とする。

(変更の届出)

第四十二条 指定医療機関の開設者等(法第十四条第一項の規定に基づき指定を受けた病院若しくは診療所若しくは薬局の開設者又は指定訪問看護事業者等をいう。以下同じ。)は、当該指定医療機関の名称及び所在地並びに前条の事項に変更があったときは、法第十九条の規定に基づき、変更のあつた事項及びその年月日を、速やかに、当該指定医療機関の所在地(当該指定医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは、当該指定に係る訪問看護ステーション等の所在地をいう。以下同じ。)の都道府県知事に届け出なければならない。

(届出)

第四十三条 指定医療機関の開設者等は、次に掲げる場合には、速やかに当該指定医療機関の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。

一 当該医療機関の業務を休止し、廃止し、又は再開したとき。

二 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二十四条、第二十八条若しくは第三十九条、健康保

険法第九十五条、介護保険法第七十七条第一項又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第七十一条第二項若しくは第百四十五号第一項に規定する処分を受けたとき。

(指定辞退の申出)

第四十四条 法第二十条の規定により指定医療機関の指定を辞退しようとする指定医療機関の開設者等は、その旨を、当該指定医療機関の所在地の都道府県知事に申し出なければならない。

(診療報酬の請求、支払等)

第四十五条 都道府県が法第二十五条第一項の規定により特定医療費の請求の審査を行うこととしている場合においては、指定医療機関は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求

省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(平成四年厚生省令第五号)又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令(平成十二年厚生省令第二十号)の定めるところにより、当該指定医療機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

2 前項の場合において、都道府県は、当該指定医療機関に対し、都道府県知事が当該指定医療機関の所在地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に置かれた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)に定める特別審査委員会、国民健康保険法に定める

国民健康保険診療報酬審査委員会、同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織、高齢者の医療の確保に関する法律に定める後期高齢者医療診療報酬審査委員会又は介護保険法第百七十九条に規定する介護給付費審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。

3 法第二十五条第四項の厚生労働省令で定める者は、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人とする。

第一章 療養生活環境整備事業

(法第二十八条第一項第一号の厚生労働省令で定める便宜)

第四十六条 法第二十八条第一項第一号の厚生労働省令で定める便宜は、難病の患者、その家族その他

の関係者に対する必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導その他の難病の患者及びその家族に必要な支援とする。

(法第二十八条第一項第三号の厚生労働省令で定める基準)

第四十七条 法第二十八条第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 病状が安定し、又はこれに準ずる状態にあり、かつ、居宅において看護師等(看護師その他の次

条に規定する者をいう)が行う療養上の世話及び必要な診療の補助を要すること。

二 指定難病の患者であること。

三 指定難病を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用していること。

(法第二十八条第一項第三号の厚生労働省令で定める者)

第四十八条 法第二十八条第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、保健師、助産師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士とする。

(法第二十八条第一項第三号の厚生労働省令で定める事業)

訪問看護を行なう事業の実施方針

(法第二十八条第一項第三号の訪問看護を行なう事業の実施方針)

訪問看護を行なう医療機関に当該事業に係る訪問看護を委託し、当該医療機関に対し、当該訪問看護の実施に必要な費用を交付することにより行うものとする。

(法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める者)

第五十条 法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める者は、同条第一項第一号に掲げる事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人等であつて、都道府県が適当と認めるものとする。

(難病相談支援センターの設置の届出)

第五十一条 法第二十九条第三項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるるものとする。

一 難病相談支援センター(法第二十九条第一項の難病相談支援センター)をいう。取扱いにおいて法

同じくの名称及び所在地

二 法第二十八条第二項の委託を受けた者(以下この条において「受託者」という)であつて、法

第二十九条第三項の届出を行うものの名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、住所及び職名

三 難病相談支援センターの設置の予定年月日

四 営業日及び営業時間

五 担当する区域

六 その他必要と認める事項

2 受託者は、収支予算書及び事業計画書並びに適切、公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について記載した文書を都道府県知事に提出しなければならない。

第三章 雜則

第五十二条 法第二十二条第一項(法第三十五条第二項において準用する場合を含む)の規定により

当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第一号のとおりとする。

明書の様式は、様式第二号のとおりとする。

附 則

第一条 この省令は平成二十七年一月一日から施行する。

(支給認定の申請の特例)

第二条 都道府県は、法の施行前に支給認定の申請をする指定難病の患者又はその保護者が、令附則第三条に規定する難病療養継続者に該当する場合は、指定医でない医師が作成した診断書についても、これを指定医の診断書とみなして支給認定を行うことができる。

(指定医の指定の特例)

第三条 都道府県知事は、平成二十九年三月三十一日までの間に限り、第十五条第一項の規定にかかるわらず、その申請に基づき、施行日において診断又は治療に五年以上(医師法に規定する臨床実験を受けている期間を含む)従事した経験を有する医師であつて、指定難疾の診断及び治療に從事した経験を有する者を難病指定医に指定することができる。

2 前項に規定する指定医にあつては、第十七条第一項の規定にかかるわらず、平成二十九年三月三十一日までに同項に規定する研修を受けなければならないものとし、当該研修を受けなかつたときは前項の指定は、当該日にその効力を失う。

(社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程の一部改正)

第四条 社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程(昭和二十三年厚生省令第五十六号)の一部を次のように改正する。

第四条の表二の項下欄中「石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第十二条」の下に、「難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第二項及び第三項」を加える。

(療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第二項及び第三項)

第一項第九号の四の次に次の二号を加える。

九の五 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の

特定医療費の支給

第六条 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を次のように改正する。

する

様式第一(附則第二条關係)

介護給付費請求書

(中) 国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中國残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正)
第七条 中國残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中國残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年厚生省令第六十三号)の一部を次のように改正する。
第十八条の七中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。
八 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第二百二十一号)
第六条、第七条、第九条及び第十条の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を保護とみなす。
(介護保険法施行規則の一部改正)
八条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。
第八十三条の二第五号の二の次に次の一号を加える。
五の三 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の特定医療費の支給
第八十三条の三第三号の次に次の一号を加える。
三の二 難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給
第九十八条第五号の二の次に次の一号を加える。
五の三 難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給
(健康保険法等の一部を改正する法律附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正)
九条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次のように改正する。
第八十三条の二第五号の二の次に次の一号を加える。
五の三 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の特定医療費の支給
第八十三条の三第三号の次に次の一号を加える。
三の二 難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給
第九十八条第五号の二の次に次の一号を加える。
五の三 難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給
(介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する法律の一部改正)
十条 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する法律の一部を次のように改正する。
第一条第一項第五号の次に次の一号を加える。
五の二 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の特定医療費の支給
様式第一を次のように改める。

(厚生労働省組織規則の一部改正)
第十一 条 厚生労働省組織規則(平成十九年第二項第一号中「平成十五年法律第五十
九条」に規定する法律)(平成二十六年法律第五十一条)を一部改正する。

成十三年厚生労働省令第(号)の一部を次のように改正する。
年法律第百四十四号)の下に「及び難病の患者に対する医療等に
五十号)を加える。

